

一 保安林の所在場所 高知県土佐郡土佐町地蔵寺字鎌久保四五二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

字鎌久保四五二 (次の図に示す部分に限

る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐

採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の

ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(次の図) 及び (次のとおり) は、省略し、そ

の図面及び関係書類を高知県庁及び土佐町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 高知県吾川郡いの町八田字白瀧二七二五の四四、字觀音山二七三三の一

(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

字觀音山二七三三の一 (次の図に示す部

分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐

採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の

ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(次の図) 及び (次のとおり) は、省略し、そ

の図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第五百三十五号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字中久保七四六〇の五、七四六〇の六

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十六号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字中久保七四六〇の三 (国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第五百四十号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 解除に係る保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字中久保七四六〇の三 (国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十七号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 解除に係る保安林の所在場所 長野県松本市安曇一九三八の四一 (国有林) 次の図に示す部分に限る。)、一九三八の四〇 (国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十八号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二 砂防法第二条の土地の表示

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十九号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県渋川市赤城町棚下字込山四一七の七・四一七の九・四一八の三 (以上三筆国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十九号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 解除に係る保安林の所在場所 長野県北安曇郡白馬村大字北城字原ノ巾二五八六一の五・字原ノ浦巾手一五八六二の一・一五八六二の四・一五八六三の一 (以上四筆国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第五百四十号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 解除に係る保安林の所在場所 長野県松本市安曇一九三八の四一 (国有林) 次の図に示す部分に限る。)、一九三八の四〇 (国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○農林水産省告示第二百七十二号

砂防法 (明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程 (明治三十年勅令第三百八十九号) 第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字内浦一六七五の七・一六七五の八・字アラコ一七六四の六 (以上三筆国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

○国土交通省告示第二百七十二号

砂防法 (明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程 (明治三十年勅令第三百八十九号) 第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

農林水産大臣 江藤 拓

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二 砂防法第二条の土地の表示

三 解除の理由 道路用地とするため

○国土交通省告示第二百七十三号

砂防法 (明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程 (明治三十年勅令第三百八十九号) 第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二 砂防法第二条の土地の表示

三 解除の理由 道路用地とするため

○国土交通省告示第二百七十三号

砂防法 (明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程 (明治三十年勅令第三百八十九号) 第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

二 砂防法第二条の土地の表示

三 解除の理由 道路用地とするため

一三番三

十六号及び二十一号から三十三号まで

二二番一

十七号及び二十号から三十号まで

二三番二

二十七号及び二十八号から三十七号まで

二九番一

二十九号から三十七号まで

三一番二

三一七番二

三一七番三

三一七番四

三一七番五

三一七番六

三一七番七

三一七番八

三一七番九

三一七番十

三一七番十一

三一七番十二

三一七番十三

三一七番十四

三一七番十五

三一七番十六

三一七番十七

三一七番十八

三一七番十九

三一七番二十

三一七番二十一

三一七番二十二

三一七番二十三

三一七番二十四

三一七番二十五

三一七番二十六

三一七番二十七

三一七番二十八

三一七番二十九

三一七番三十

三一七番三十一

三一七番三十二

三一七番三十三

三一七番三十四

三一七番三十五

三一七番三十六

三一七番三十七

三一七番三十八

三一七番三十九

三一七番四十

三一七番四十一

三一七番四十二

三一七番四十三

三一七番四十四

三一七番四十五

三一七番四十六

三一七番四十七

三一七番四十八

三一七番四十九

三一七番五十

三一七番五十一

三一七番五十二

三一七番五十三

三一七番五十四

三一七番五十五

三一七番五十六

三一七番五十七

三一七番五十八

三一七番五十九

三一七番六十

三一七番六十一

三一七番六十二

三一七番六十三

三一七番六十四

三一七番六十五

三一七番六十六

三一七番六十七

三一七番六十八

三一七番六十九

三一七番七十

三一七番七十一

三一七番七十二

三一七番七十三

三一七番七十四

三一七番七十五

三一七番七十六

三一七番七十七

三一七番七十八

三一七番七十九

三一七番八十

三一七番八十一

三一七番八十二

三一七番八十三

三一七番八十四

三一七番八十五

三一七番八十六

三一七番八十七

三一七番八十八

三一七番八十九

三一七番九十

三一七番九十一

三一七番九十二

三一七番九十三

三一七番九十四

三一七番九十五

三一七番九十六

三一七番九十七

三一七番九十八

三一七番九十九

三一七番一百

三一七番一百零一

三一七番一百零二

三一七番一百零三

三一七番一百零四

三一七番一百零五

三一七番一百零六

三一七番一百零七

三一七番一百零八

三一七番一百零九

三一七番一百一十

三一七番一百一十一

三一七番一百一十二

三一七番一百一十三

三一七番一百一十四

三一七番一百一十五

三一七番一百一十六

三一七番一百一十七

三一七番一百一十八

三一七番一百一十九

三一七番一百二十

三一七番一百二十一

三一七番一百二十二

三一七番一百二十三

三一七番一百二十四

三一七番一百二十五

三一七番一百二十六

三一七番一百二十七

三一七番一百二十八

三一七番一百二十九

三一七番一百三十

三一七番一百三十一

三一七番一百三十二

三一七番一百三十三

三一七番一百三十四

三一七番一百三十五

三一七番一百三十六

三一七番一百三十七

三一七番一百三十八

三一七番一百三十九

三一七番一百四十

三一七番一百四十一

三一七番一百四十二

三一七番一百四十三

三一七番一百四十四

三一七番一百四十五

三一七番一百四十六

三一七番一百四十七

三一七番一百四十八

三一七番一百四十九

三一七番一百五十

三一七番一百五十一

三一七番一百五十二

三一七番一百五十三

三一七番一百五十四

三一七番一百五十五

三一七番一百五十六

三一七番一百五十七

三一七番一百五十八

三一七番一百五十九

三一七番一百六十

三一七番一百六十一

三一七番一百六十二

三一七番一百六十三

三一七番一百六十四

三一七番一百六十五

三一七番一百六十六

三一七番一百六十七

三一七番一百六十八

三一七番一百六十九

三一七番一百七十

三一七番一百七十一

三一七番一百七十二

三一七番一百七十三

三一七番一百七十四

三一七番一百七十五

三一七番一百七十六

三一七番一百七十七

三一七番一百七十八

三一七番一百七十九

三一七番一百八十

三一七番一百八十一

三一七番一百八十二

三一七番一百八十三

三一七番一百八十四

三一七番一百八十五

三一七番一百八十六

三一七番一百八十七

三一七番一百八十八

三一七番一百八十九

三一七番一百九十

三一七番一百九十一

三一七番一百九十二

三一七番一百九十三

三一七番一百九十四

三一七番一百九十五

三一七番一百九十六

三一七番一百九十七

三一七番一百九十八

三一七番一百九十九

三一七番二百

三一七番二百零一

三一七番二百零二

三一七番二百零三

三一七番二百零四

三一七番二百零五

三一七番二百零六

三一七番二百零七

三一七番二百零八

三一七番二百零九

三一七番二百一十

三一七番二百一十一

三一七番二百一十二

三一七番二百一十三

三一七番二百一十四

三一七番二百一十五

三一七番二百一十六

三一七番二百一十七

三一七番二百一十八

三一七番二百一十九

三一七番二百二十

三一七番二百二十一

三一七番二百二十二

三一七番二百二十三

三一七番二百二十四

三一七番二百二十五

三一七番二百二十六

三一七番二百二十七

三一七番二百二十八

三一七番二百二十九

三一七番二百三十

三一七番二百三十一

三一七番二百三十二

三一七番二百三十三

三一七番二百三十四

三一七番二百三十五

三一七番二百三十六

三一七番二百三十七

三一七番二百三十八

三一七番二百三十九

三一七番二百四十

三一七番二百四十一

三一七番二百四十二

三一七番二百四十三

三一七番二百四十四

三一七番二百四十五

三一七番二百四十六

三一七番二百四十七

三一七番二百四十八

三一七番二百四十九

三一七番二百五十

三一七番二百五十一

三一七番二百五十二

三一七番二百五十三

三一七番二百五十四

三一七番二百五十五

三一七番二百五十六

三一七番二百五十七

三一七番二百五十八

三一七番二百五十九

三一七番二百六十

三一七番二百六十一

三一七番二百六十二

三一七番二百六十三

三一七番二百六十四

三一七番二百六十五

三一七番二百六十六

三一七番二百六十七

三一七番二百六十八

三一七番二百六十九

三一七番二百七十

三一七番二百七十一

三一七番二百七十二

三一七番二百七十三

三一七番二百七十四

三一七番二百七十五

三一七番二百七十六

三一七番二百七十七

三一七番二百七十八

三一七番二百七十九

三一七番二百八十

三一七番二百八十一

三一七番二百八十二

三一七番二百八十三

三一七番二百八十四

三一七番二百八十五

三一七番二百八十六

三一七番二百八十七

三一七番二百八十八

三一七番二百八十九

三一七番二百九十

三一七番二百九十一

三一七番二百九十二

三一七番二百九十三

三一七番二百九十四

三一七番二百九十五

三一七番二百九十六

三一七番二百九十七

三一七番二百九十八

三一七番二百九十九

三一七番二百三十

三一七番二百三十一

三一七番二百三十二

三一七番二百三十三

三一七番二百三十四

三一七番二百三十五

三一七番二百三十六

三一七番二百三十七

三一七番二百三十八

三一七番二百三十九

三一七番二百四十

三一七番二百四十一

三一七番二百四十二

三一七番二百四十三

三一七番二百四十四

三一七番二百四十五

三一七番二百四十六

三一七番二百四十七

三一七番二百四十八

三一七番二百四十九

三一七番二百五十

三一七番二百五十一

三一七番二百五十二

三一七番二百五十三

三一七番二百五十四

三一七番二百五十五

三一七番二百五十六

三一七番二百五十七

三一七番二百五十八

三一七番二百五十九

三一七番二百六十

三一七番二百六十一

三一七番二百六十二

三一七番二百六十三

三一七番二百六十四

三一七番二百六十五

三一七番二百六十六

三一七番二百六十七

三一七番二百六十八

三一七番二百六十九

三一七番二百七十

三一七番二百七十一

三一七番二百七十二

三一七番二百七十三

三一七番二百七十四

三一七番二百七十五

三一七番二百七十六

三一七番二百七十七

三一七番二百七十八

三一七番二百七十九

三一七番二百八十

三一七番二百八十一

三一七番二百八十二

三一七番二百八十三

三一七番二百八十四

三一七番二百八十五

三一七番二百八十六

三一七番二百八十七

三一七番二百八十八

三一七番二百八十九

三一七番二百九十

三一七番二百九十一

三一七番二百九十二

三一七番二百九十三

三一七番二百九十四

三一七番二百九十五

三一七番二百九十六

三一七番二百九十七

三一七番二百九十八

三一七番二百九十九

三一七番二百三十

三一七番二百三十一

三一七番二百三十二

三一七番二百三十三

三一七番二百三十四

三一七番二百三十五

三一七番二百三十六

三一七番二百三十七

三一七番二百三十八

三一七番二百三十九

三一七番二百四十

三一七番二百四十一

三一七番二百四十二

三一七番二百四十三

三一七番二百四十四

三一七番二百四十五

三一七番二百四十六

三一七番二百四十七

三一七番二百四十八

三一七番二百四十九

三一七番二百五十

三一七番二百五十一

三一七番二百五十二

三一七番二百五十三

三一七番二百五十四

三一七番二百五十五

三一七番二百五十六

三一七番二百五十七

三一七番二百五十八

三一七番二百五十九

三一七番二百六十

三一七番二百六十一

三一七番二百六十二

三一七番二百六十三

三一七番二百六十四

三一七番二百六十五

三一七番二百六十六

三一七番二百六十七

三一七番二百六十八

三一七番二百六十九

三一七番二百七十

三一七番二百七十一

三一七番二百七十二

三一七番二百七十三

三一七番二百七十四

三一七番二百七十五

三一七番二百七十六

三一七

三点	北緯三四度一七分一秒八三九七
四点	東經一三五度三〇分一秒九九七二
五点	北緯三四度一七分一秒八九〇一九〇
六点	東經一三五度三〇分一秒五九三六
七点	北緯三四度一七分一秒八五八七
八点	東經一三五度三〇分一秒五〇六八
九点	北緯三四度一七分一秒九六二三
十点	東經一三五度三〇分一秒八四六六
十一点	北緯三四度一七分一秒九六一七五
十二点	東經一三五度三〇分一秒八九八九
十三点	北緯三四度一七分一秒六六六七
十四点	東經一三五度三〇分一秒八五〇〇
十五点	北緯三四度一七分一秒九〇七五
十六点	東經一三五度三〇分一秒七二〇三
十七点	北緯三四度一七分一秒八九一七五
十八点	東經一三五度三〇分一秒五七五八
十九点	北緯三四度一七分一秒八九〇六一
二十点	東經一三五度三〇分一秒八四三三
二十二点	北緯三四度一七分一秒八三六九
二十三点	東經一三五度三〇分一秒八二四三
二十四点	北緯三四度一七分一秒八九一七五
	東經一三五度三〇分一秒八四四八

二十五点	北緯三四度七分〇五秒〇一九三
二十六点	東経一三五度三〇分一四秒二一七
二十七点	北緯三四度一七分〇五秒七八五七
二十八点	東経一三五度三〇分一三秒七三六二
二十九点	北緯三四度一七分〇五秒八一四五
三十点	東経一三五度三〇分一三秒三三一
三十一点	北緯三四度一七分〇五秒〇七三二
三十二点	東経一三五度三〇分一二秒八六四三
三十三点	北緯三四度一七分〇五秒〇七〇七
三十四点	東経一三五度三〇分一二秒五四四五
三十五点	北緯三四度一七分〇三秒八三一二
三十六点	東経一三五度三〇分一一秒九七〇五
三十七点	北緯三四度一七分〇三秒八三五六
三十八点	東経一三五度三〇分一一秒八〇一三
三十九点	北緯三四度一七分〇四秒八五八八
四十点	東経一三五度三〇分一一秒九八六
四十一点	北緯三四度一七分〇五秒八八九九
四十二点	東経一三五度三〇分〇九秒八九七九
四十三点	北緯三四度一七分〇六秒三八四二
四十四点	東経一三五度三〇分〇九秒七六二二
四十五点	北緯三四度一七分〇六秒五五九三
四十六点	東経一三五度三〇分〇九秒七九八〇
四十七点	北緯三四度一七分〇六秒九〇五五
四十八点	東経一三五度三〇分〇九秒三八三四
四十九点	北緯三四度一七分〇一秒五〇二二
五十点	東経一三五度三〇分〇九秒六八三六
五十一点	北緯三四度一七分〇一秒八〇四七
五十二点	東経一三五度三〇分〇九秒六七〇四
五十三点	北緯三四度一七分一〇一秒九四三八
五十四点	東経一三五度三〇分〇九秒九八三二
五十五点	北緯三四度一七分一〇一秒八〇六八
五十六点	東経一三五度三〇分〇一秒四五五八
五十七点	北緯三四度一七分一〇一秒六八九
五十八点	東経一三五度三〇分一〇一秒九三一四

二 砂防法第二条の土地の表示
島根県飯石郡飯南町野萱の区域内の土地のうち、次の一
点から九点までを順次結んだ線及び
一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域
(昭和五十五年建設省告示第四百二十一号で指
定した同号五に掲げる土地の区域を除く。)
一点 北緯三五度〇二分一七秒五三三六
二点 東經一三二度四四分五九秒五七七七
二点 北緯三五度〇二分一八秒六一七
東經一三二度四五分〇一秒四八五六
三点 北緯三五度〇二分三三秒八六四七
東經一三二度四五分〇三秒八七七四
四点 北緯三五度〇二分二六秒四五三五
東經一三二度四五分〇六秒一九九三
五点 北緯三五度〇二分二六秒六三五〇
東經一三二度四五分〇八秒〇七〇三
六点 北緯三五度〇二分一秒五二六
東經一三二度四五分〇五秒七二六一
七点 北緯三五度〇二分一八秒二九七
東經一三二度四五分〇二秒二〇九九
八点 北緯三五度〇二分一秒五二六
東經一三二度四五分〇一秒六六九三
九点 北緯三五度〇二分一七秒一九四〇
東經一三二度四五分五九秒八三〇七
〇国土交通省告示第二百七十五号
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上代支川一
二 砂防法第二条の土地の表示
イ 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接す
る河川及び道路のうちその接している区間の
河川敷及び道路敷
鳥取県西伯郡伯耆町福岡
字足谷
二六六九番
二六七七番及び二六七七番
二六八三番
二六八五番二及び二六八五番三
二六八六番及び二六八七番
二六八八番一及び二六八八番二
二六八九番から二六九四番まで
二六九五番一から二六九五番四
まで
二六九六番及び二六九七番

字足谷	二六七〇番	一号
字芦谷	二六七四番	二号
	二六八五番一	三号及び六号
	二六八四番	四号
	二六八五番三	五号
	二六九五番三	七号
	二六九四番	八号
	二六九五番一	九号及び十号
字的場ノ二	二七八五番	十一号
字高畔	二七三一番	十二号及び十三号
	二七三六番一	十四号及び十五号
	二七三四番	十六号
○国土交通省告示第二百七十六号		
砂防法	(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。	
令和七年四月三日		
国土交通大臣 中野 洋昌		
白倉沢		
一 砂防法第二条の土地の表示		
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域		
栃木県日光市上三依		
字白倉山	七八六番	一号から七号まで
	七六二番四	八号から十号まで、十
二 砂防法第二条の土地の表示		
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域		
二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称		
白倉沢		
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称		
白倉沢		

叙位・叙勳

会計検査院事務官（第五局デジタル検査課統括調査官）に採用する	（事務総長官房上席企画調査官付検査支援室長）会計検査院事務官
第五局経済産業検査第一課統括調査官に配置換する	（事務総長官房審議官（第四局担当）同）
（事務総長官房能力開発官付研修調査官）同	白川 剛資
（第二局防衛検査第一課原備検査室長）同	山本 剛資
（第三局国土交通検査第一課国土交通統括検査室長）同	小山 茂夫
国家公務員法第八十一条の二第一項本文の規定による降任（各通）	崎山 和稔
杉山 治樹	浜出 和博
福重さと子	白川 哲也
堀江 正之	
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に任命する（各通）（以上四月一日）	

(北海道監査委員事務局定期監査室長) 池永 達彦
会計検査院事務官 (第三局国土交通検査第一課国土交通統括検査室長) に採用する
(第五局経済産業検査第一課統括調査官) 会計検査院事務官 米森 博茂
第三局国土交通検査第五課専門調査官に配置換する

(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	
		十号	
(四) 占用を制限する区域	白杵市野津町大字野津市字ホカソノ二六五六番一から同市野津町大字野津市	備 考	域
字垣外二八六四番	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）		道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する
制限の対象とする占用物件	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合		その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般的の縦覧に供する。
(五) 占用を制限する理由	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年四月四日		緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(七) 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所		令和七年四月四日
(八) 占用を制限する区域	区		令和七年四月三日
(九) 備考	は、この限りでない。		九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		三百八号	二百八号
(十) 占用を制限する区域	区		区
(十一) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		三百五号	二百十号
(十二) 占用を制限する区域	区		区
(十三) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		三十五号	三十五号
(十四) 占用を制限する区域	区		区
(十五) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		二三三五番	二三三五番
(十六) 占用を制限する区域	区		区
(十七) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		二一三〇六番一	二一三〇六番一
(十八) 占用を制限する区域	区		区
(十九) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一八〇〇番一	一八〇〇番一
(二十) 占用を制限する区域	区		区
(二十一) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一三三五番	一三三五番
(二十二) 占用を制限する区域	区		区
(二十三) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一七番一	一七番一
(二十四) 占用を制限する区域	区		区
(二十五) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(二十六) 占用を制限する区域	区		区
(二十七) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(二十八) 占用を制限する区域	区		区
(二十九) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(三十) 占用を制限する区域	区		区
(三十一) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(三十二) 占用を制限する区域	区		区
(三十三) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(三十四) 占用を制限する区域	区		区
(三十五) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(三十六) 占用を制限する区域	区		区
(三十七) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(三十八) 占用を制限する区域	区		区
(三十九) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(四十) 占用を制限する区域	区		区
(四十一) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(四十二) 占用を制限する区域	区		区
(四十三) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(四十四) 占用を制限する区域	区		区
(四十五) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(四十六) 占用を制限する区域	区		区
(四十七) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(四十八) 占用を制限する区域	区		区
(四十九) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。
(三)(二)(一) 路 線 の 種 類		一般国道	一般国道
		一〇〇一番二	一〇〇一番二
(五十) 占用を制限する区域	区		区
(五十一) 備考	は、この限りでない。		は、この限りでない。

法務

公証人任命

名古屋法務局所属公証人内田計一は願ひの公証人を免せられた。

上記公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人内田計一の後任を命ぜられた。(以上川月11日) (法務省)

労働

船員の特定最低賃金の決定に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第3号

交通政策審議会から漁業(大型いか釣り)最低賃金(平成19年国土交通省最低賃金公示第3号)を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大して、漁業(いか釣り)最低賃金の額を決定することについて答申があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者(船員法(昭和22年法律第100号)第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面(様式任意)に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100-8918東京都千代田区霞が関二丁目1番3号」で提出されたい。

令和7年4月3日

国土交通大臣 中野 洋昌

交通政策審議会の意見(要旨)

漁業(いか釣り)最低賃金については、以下のとおりとすることが適当である。

1 適用する地域 全国
2 適用する使用者 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船舶であって、いか釣り漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第17号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の船舶所有者(船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)

3 適用する船員 前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間 いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第3項の船員に係る最低賃金額

月額 1人歩船員 213,300円
(月払いとする)

この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時の労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

公 告

諸事項

工場財団

沖縄県沖縄市海邦町3番26拓南製鐵株式会社の工場財団に沖縄県沖縄市海邦町3番26拓南製鐵株式会社新中城工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年4月3日 那覇地方法務局沖縄支局

有権者申出方

元当局所属公証人内田計一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年4月3日 名古屋法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月3日

中国地方整備局 林 正道

- 1 処分をした年月日 令和7年3月12日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社中四国クボタ 江草 徹 岡山県岡山市東区宍戸275 国土交通大臣許可(般一2)第27759号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(電気工事業に関する一般建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年3月3日付で建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和6年(家)第17008号

沖縄県名護市大東2丁目8番9号

申立人 宮里 実克

本籍沖縄県名護市城1丁目580番地、最後の住所沖縄県名護市大東2丁目22番26号、死亡の場所沖縄県名護市、死亡年月平成13年2月14日、出生の場所沖縄県名護市、出生年月昭和11年6月10日、職業店舗賃貸業

被相続人 宮里 勇幸

沖縄県那覇市壺川3丁目4番地11法律事務所春

相続財産清算人 弁護士 白 充

催告期間満了日 令和7年10月31日

那覇家庭裁判所名護支部

令和6年(家)第308号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍北海道富良野市栄町1番、最後の住所北海道富良野市緑町6番9号、死亡の場所北海道富良野市、死亡年月令和5年8月16日、出生の場所北海道空知郡富良野町、出生年月日昭和29年12月24日、職業不明

被相続人 高橋 道弘

北海道上川郡美瑛町丸山1丁目4番26号美瑛総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 淳
催告期間満了日 令和7年10月11日

旭川家庭裁判所富良野出張所

令和7年(家)第20001号

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号

申立人 株式会社足利銀行

本籍栃木県佐野市奈良渕町657番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日令和6年9月1日、出生の場所栃木県佐野市、出生年月日昭和23年2月25日、職業不動産賃貸業

被相続人 若田部和夫

栃木県宇都宮市滝谷町11-14弁護士法人佐藤貞夫法律事務所

相続財産清算人 中澤 浩平
催告期間満了日 令和7年10月12日

宇都宮家庭裁判所足利支部

令和7年(家)第40045号

札幌市西区西町北13丁目2番3-105号

申立人 高橋 純子

本籍北海道札幌市北区北21条西4丁目19番地、最後の住所札幌市西区西町北13丁目2番3-105号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和30年7月2日、職業歯科医師

被相続人 高橋 康博

札幌市中央区大通西14丁目1番地9ダイアパレス大通701号室 めぐみ法律事務所

相続財産清算人 伊藤めぐみ

催告期間満了日 令和7年11月7日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第170号
青森市浜館4丁目1番地22
申立人 山崎水季弘
本籍青森県青森市大字大野字長島76番地、最後の住所青森市大字羽白字沢田5番地2号
医療法人白鷗会まちだグループホーム、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和29年9月29日、職業無職
被相続人 亡 工藤 博
事務所青森市長島2丁目19番12号村上法律事務所
相続財産清算人 弁護士 助川 圭太
催告期間満了日 令和7年10月30日
青森家庭裁判所

令和6年(家)第7009号
福島県喜多方市字桜ガ丘2丁目114-1
申立人 松崎 哲也
本籍福島県大沼郡会津美里町松岸字川原42番地、最後の住所福島県大沼郡会津美里町松岸字川原42番地、死亡の場所不明、死亡年月日令和5年11月22日、出生の場所福島県大沼郡会津高田町、出生年月日昭和25年5月15日、職業無職
被相続人 亡 村岡 真澄
福島県会津若松市大町2丁目11番23号トップレディビル2F
相続財産清算人 弁護士 舟城 善貴
催告期間満了日 令和7年10月31日
福島家庭裁判所会津若松支部

令和7年(家)第80071号
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号
申立人 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
本籍埼玉県上尾市大字原市44番地15、最後の住所埼玉県上尾市大字原市44番地15、死亡の場所埼玉県上尾市、死亡年月日推定令和4年3月12日、出生の場所群馬県北群馬郡渋川町、出生年月日昭和25年7月2日、職業無職
被相続人 亡 富澤 啓二
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂2-1-16浦和大熊ビル4階 海老原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 海老原夕美
催告期間満了日 令和7年10月24日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第10021号
埼玉県川越市元町1-3-1
申立人 川越市長 森田 初恵
本籍東京都文京区千石3丁目16番地、最後の住所埼玉県川越市大字小室4番地10、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和5年4月29日、出生の場所東京市小石川区、出生年月日昭和8年1月4日、職業不明
被相続人 亡 田口 トミ
事務所埼玉県川越市元町1丁目9番19 川越元町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中山 達人
催告期間満了日 令和7年10月20日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第10022号
埼玉県川越市元町1丁目3番地1
申立人 川越市
本籍埼玉県川越市大字小室620番地11、最後の住所埼玉県川越市大字小室619番地7、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成30年4月11日から20日までの間、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和50年12月11日、職業不明
被相続人 亡 岩館 孝宏
事務所埼玉県川越市東田町8-12 佐賀ビル2階 長沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長沼 正敏
催告期間満了日 令和7年10月20日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和6年(家)第3073号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸1102番地3
申立人 山下 仁志
本籍埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸1446番地1、最後の住所埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸1446番地の1、死亡の場所埼玉県南埼玉郡宮代町、死亡年月日推定令和6年6月24日、出生の場所埼玉県南埼玉郡宮代町、出生年月日昭和41年12月6日、職業無職
被相続人 亡 山下 英夫
事務所さいたま市大宮区宮町1-38-1 KDX大宮ビル2階 弁護士法人サリュ大宮事務所
相続財産清算人 弁護士 河村 和貴
催告期間満了日 令和7年10月31日
さいたま家庭裁判所久喜出張所

令和7年(家)第30040号
大阪府大阪狭山市西山台5-2-10
申立人 狹山住宅管理組合
本籍大阪府大阪狭山市西山台5丁目2番、最後の住所千葉県松戸市河原塚102番地の8特別養護老人ホーム南花園、死亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日平成23年7月6日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和5年5月10日、職業不明
被相続人 亡 瀬部 裕
事務所千葉県松戸市松戸1834-15 キューピック松戸ビル4階Bなべくら総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金谷 紀雄
催告期間満了日 令和7年11月11日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和6年(家)第599号
千葉県鴨川市江見東真門4番地1
申立人 京王鴨川マンション管理組合法人
本籍神奈川県茅ヶ崎市南湖4丁目18番、最後の住所千葉県鴨川市江見東真門4番地11109号、死亡の場所千葉県鴨川市、死亡年月日令和6年5月14日頃、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和29年10月6日、職業不明
被相続人 亡 藤田耕一郎
千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリーキャンパス8階 すみれ総合法律事務所
相続財産清算人 東 耕三
催告期間満了日 令和7年11月11日
千葉家庭裁判所館山支部

令和6年(家)第30567号
広島県大竹市小方2丁目11番7号
申立人 畑中 裕子
本籍山口県岩国市平田1丁目21番、最後の住所広島県大竹市玖波5丁目2番1号メープルヒル病院、死亡の場所広島県大竹市、死亡年月日令和6年10月27日、出生の場所山口県岩国市、出生年月日昭和35年5月18日、職業無職
被相続人 亡 上野 透
事務所広島市中区八丁堀6番7号チューリップ504号 はばたき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 毛利 圭佑
催告期間満了日 令和7年10月21日
広島家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録記載1及び同記載2表示の権利について公示催告の申立てがあったのでその権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することができます。

令和7年(家)第1号

埼玉県秩父市黒谷765番地3

申立人 設楽 幸男

権利の届出の終期 令和7年7月4日

令和7年3月12日 秩父簡易裁判所

(別紙) 目録

1(1)所在 秩父市黒谷字山ノ根

地番 766番

地目 畑

地積 796平方メートル

(2)受付年月日・受付番号 さいたま地方法務局

秩父支局大正5年1月6日第2号

(3)登記の目的 賃借権設定

原因 大正5年1月6日設定

借賃 1年10円

支払期 每年6月末日

存続期間 大正6年6月末日

賃借権者 秩父市大字黒谷42番地

大澤今朝吉

2(1)所在 秩父市黒谷字山ノ根

地番 768番1

地目 畑

地積 373平方メートル

(2)受付年月日・受付番号 さいたま地方法務局

秩父支局大正5年1月6日第2号

(3)登記の目的 賃借権設定

原因 大正5年1月6日設定

借賃 1年6円

支払期 每年6月末日

存続期間 大正6年6月末日

賃借権者 秩父市大字黒谷42番地

大澤今朝吉

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第24号

宮城県気仙沼市松崎浦田70番地12
申立人 小野寺友江
本籍宮城県気仙沼市松崎柳沢228番地94、最後の住所本籍と同じ
不在者 前田 巍
昭和37年9月8日生
届出期間満了日 令和7年7月18日
仙台家庭裁判所気仙沼支部

令和7年(家)第16号

群馬県北群馬郡吉岡町大字南下470番地3
申立人 大沢 利雄
本籍群馬県北群馬郡吉岡町大字南下470番地3、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字南下470番地3
不在者 大沢 栄治
昭和60年9月30日生
届出期間満了日 令和7年7月14日
前橋家庭裁判所

令和6年(家)第1073号

埼玉県川越市大字砂902番地12
申立人 黒川 良雄
本籍千葉県松戸市上矢切276番地、最後の住所千葉県松戸市上矢切276番地
不在者 黒川 利夫
昭和25年8月28日生
届出期間満了日 令和7年7月14日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和6年(家)第2718号

東京都八王子市長房町425番地48
申立人 土田 厚子
本籍東京都八王子市長房町425番地48、最後の住所東京都八王子市長房町425番地48
不在者 土田 當
昭和13年6月29日生
届出期間満了日 令和7年7月15日
東京家庭裁判所立川支部

令和6年(家)第3429号

栃木県真岡市下高間木1丁目27番地5小川住宅1号
申立人 小林 康彦
本籍北海道河東郡上士幌町字上音更東二線331番地、最後の住所横浜市鶴見区仲通3丁目75番地6
不在者 醫王田幸彦
昭和39年10月21日生
届出期間満了日 令和7年7月17日
横浜家庭裁判所

令和6年(家)第334号

神奈川県藤沢市城南4丁目8番22号
申立人 中飯 貞夫
本籍神奈川県横須賀市浦賀3丁目7番地、最後の住所神奈川県横須賀市浦賀3丁目18番32号
不在者 中飯 武
昭和19年1月24日生
届出期間満了日 令和7年7月17日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和6年(家)第119号

兵庫県川辺郡猪名川町白金2丁目63番地15号
申立人 濱野 尚江
本籍兵庫県川辺郡猪名川町白金2丁目63番地15、最後の住所兵庫県川辺郡猪名川町白金2丁目63番地15
不在者 濱野 勝
昭和8年2月28日生
届出期間満了日 令和7年7月16日
神戸家庭裁判所伊丹支部

令和6年(家)第540号

愛媛県松山市平井町1170番地
申立人 武智俊次郎
本籍愛媛県松山市平井町314番地、最後の住所愛媛県松山市平井町314番地
不在者 武智 照雄
昭和6年3月1日生
届出期間満了日 令和7年7月16日
松山家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第3302号

国籍韓国、最後の住所大阪府高槻市成合北の町873番地
不在者 金 二洙
西暦1938年3月3日生
令和7年3月12日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3303号

国籍朝鮮、最後の住所大阪府高槻市成合北の町873番地
不在者 朴 吉江
西暦1942年12月23日生
令和7年3月12日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3305号

国籍韓国、最後の住所大阪府高槻市成合北の町873番地
不在者 金美智子こと 金 光子
西暦1943年12月26日生
令和7年3月12日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3306号

国籍韓国、最後の住所大阪府高槻市成合北の町873番地
不在者 金 武志
西暦1960年12月18日生
令和7年3月12日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第3号

大阪府堺市西区築浜寺西町8番12
申立人 日本紙鈔株式会社
代表者代表取締役 池崎 博之
権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月10日
令和7年3月11日 堺簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 F V01165
金額 187,112円
支払期日 令和6年10月27日
支払地 大阪府堺市
支払場所 株式会社商工組合中央金庫堺支店
振出日 令和6年6月25日
振出地 大阪府河内長野市
振出人 スミヨシ株式会社 代表取締役 平野 複男
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和6年(ヘ)第2号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

神奈川県鎌倉市佐助1丁目7番1-203号

申立人 永田 優子

権利の届出の終期 令和7年3月5日

令和7年3月12日 佐久簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 北佐久郡軽井沢町大字長倉字西川原1259番126

原野 365平方メートル

(2)登記年月日番号 長野地方方法局佐久支局昭和55年7月24日受付第3393号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 賃借権設定

原因 昭和55年7月23日設定

賃借権者 東京都世田谷区砧三丁目4番7号
飯島 政市

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第157号

神戸市中央区多聞通4-1-10

債務者 株式会社M H D E S I G N S

代表者代表取締役 高橋 平治

1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 松岡 英和

4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時45分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第176号	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 靖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム3丁目25番14号	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 健 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時30分 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第115号	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井健一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10時30分 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
兵庫県尼崎市武庫之荘8丁目28番18号	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高城 晶紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後2時25分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
債務者 有限会社川嶋工務店 代表者取締役 川嶋美代子	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今泉 真昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第111号	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清藤 律司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
兵庫県尼崎市戸ノ内町2丁目3番39号	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野木 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時30分 横浜地方裁判所第3民事部
債務者 株式会社泰斗 代表者代表清算人 徐 明之	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴崎 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時30分 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第120号	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田口 博章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後3時20分 さいたま地方裁判所川越支部
埼玉県飯能市永田121番地1	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高尾慎一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部
債務者 株式会社虹美装 代表者取締役 細田みゆき	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 亮二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第93号	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 則安 永 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後3時 北海道北広島市大曲工業団地4丁目1番地5
兵庫県尼崎市東浜町6番8号	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日乃食工業株式会社 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
債務者 有限会社アスカサービス 代表者取締役 大村 隆司	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 直之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第5411号	奈良市神功5丁目6番地の15 債務者 伊左治佳孝 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱野 裕司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後3時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第302号	仙台市宮城野区萩野町4丁目5番2号 債務者 有限会社グッド 代表者取締役 荒谷 守通 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高城 晶紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後2時25分 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第322号	埼玉県志木市中宗岡2丁目7番55号 債務者 株式会社丸昌 代表者取締役 畠田 昌人 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今泉 真昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1691号	横浜市西区北幸1丁目11番1号水信ビル7F 債務者 合同会社monte r 代表者社員 今崎真由美 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野木 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第879号	大阪府門真市北菫本町23番8号、商業登記簿上の本店所在地大阪市旭区清水3丁目18番14号 債務者 株式会社永建設 代表者取締役 則安 永 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高尾慎一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第66号	愛媛県松山市上野町甲1562番地3 債務者 株式会社久米建設 代表者取締役 久米 桂吾 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 亮二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後3時 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第376号	北海道北広島市大曲工業団地4丁目1番地5 債務者 日乃食工業株式会社 代表者取締役 牧野 一志 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 定幸 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1号	青森県むつ市大曲3丁目7番16号 債務者 烏山 雄一 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲斗 佑城 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第17号	青森県むつ市金曲2丁目11番78号 千葉ハイツ2-2、前住所青森県むつ市大曲3丁目7番16号 債務者 烏山 和之 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲斗 佑城 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第61号	青森市造道1丁目1番13号 債務者 古村 義美 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 史行 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第61号	奈良県香芝市関屋1009番地 ラ・シェーヌ106号、前住所奈良県香芝市穴虫107番地1 グローバル二上駅前II 204号 債務者 出口 誠二 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 和宏 4 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第18号	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駿字弥栄平1番地39 三菱重工宿泊施設K棟-220室、申立時住所青森県三戸郡階上町大字道佐字横沢山1番地233 債務者 丸市 俊彦 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 貴英 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係
令和7年(フ)第30号	千葉県茂原市上林208番地16(シティハイムヴィエントB202号) 債務者 佐瀬 裕太 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 貴英 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係
令和7年(フ)第62号	盛岡市松園1丁目13番16号 債務者 岩崎 孝之 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 正和 4 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(フ)第1991号	名古屋市中村区並木2丁目354番地 介護老人保健施設はつた、住民票上の住所愛知県あま市甚目寺稻荷116番地2 債務者 枝植 利政 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小郷 裕之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第26号	奈良県香芝市関屋1009番地 ラ・シェーヌ106号、前住所奈良県香芝市穴虫107番地1 グローバル二上駅前II 204号 債務者 出口 誠二 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣瀬 和之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月21日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第3086号	神奈川県大和市中央5丁目10番8号 ウイング・シモダII301号 債務者 小林 直樹 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹中 一真 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月27日午後2時50分 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第3087号	神奈川県大和市中央5丁目10番8号 ウイング・シモダII301号 債務者 小林みどり 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹中 一真 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第147号	静岡市葵区牧ヶ谷2336番地の2 シャトーカルムI 201号 債務者 林 圭佑 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 史浩 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月26日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第230号	横浜市青葉区美しが丘西2丁目20番地18 MRTハイツ203号 債務者 戸越 賢一 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 康代 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月27日午後2時50分 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第29号 神奈川県横須賀市平作3丁目4番8号 長沢 ハイツ2 101、前住所神奈川県横須賀市汐 入町3丁目79番地1 債務者 天久 純 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 駒田 英隆 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月 28日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所横須賀支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月 30日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 11日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 力丸 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 25日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第350号 東京都町田市原町田2丁目5番4号三光ビル 301 債務者 吉牟田康枝 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池亜希子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月 28日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野澤 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 3日午後2時20分 6 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 延野 俊浩 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 19日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 富山地方裁判所高岡支部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植原 健一 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 25日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第342号 東京都清瀬市野塩4丁目68番地7 債務者 山口真里亞 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三井 浩之 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月 29日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松野さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 3日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後0時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 舘 彰男 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 19日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 光明 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 25日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1655号 東京都葛飾区南水元1丁目1-20-101 債務者 金澤 信仁 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 豊浩 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂部 利夫 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 5日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 峰崎 雄大 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 23日午前11時50分 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金川 昌平 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 2日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第126号 川崎市麻生区下麻生1丁目6番22-302号 麻生台団地 債務者 佐藤 賀照 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 豊浩 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 亮二 e L C C S多摩川	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 力丸 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 25日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 勝 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第126号 川崎市高津区久地2丁目1番15-202号 e L C C S多摩川 債務者 藤 凌我	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 力丸 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 25日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 勝 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 勝 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第32号

静岡県富士宮市栗倉219番地の63、前住所静岡県富士市鷹岡本町5番27号 グランデタカオカB-201号
債務者 杉山 雄哉
1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 津島 章利
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月27日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

前橋地方裁判所桐生支部
令和7年(フ)第408号

東京都日野市新井2丁目23番地の31S V Sビル310
債務者 永友 洋那
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 秋山 俊
4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月28日午後1時15分
6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第315号

東京都福生市本町23-3 プレステージ福生306、住民票上の住所東京都福生市大字福生501番地
債務者 山崎きぎく

1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中島 正俊
4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月30日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第305号

横浜市泉区上飯田町1331番地 市営上飯田団地12棟506号
債務者 久保田義雄

1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯島奈津子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月2日午前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで

横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第20号

群馬県みどり市笠懸町阿左美504番地1 マンションHONAMI-I-II 1102、前住所群馬県みどり市笠懸町阿左美2569番地4
債務者 鶴田 均
1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平井 優一

令和7年(フ)第120号

相模原市緑区町屋1丁目11番10号
債務者 平本 晃一
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 真木 康州
4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日午後2時15分
6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで

横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第409号

東京都東村山市青葉町3丁目32番地21コープ秋津205
債務者 高木 直美
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 弘子
4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月28日午後1時15分
6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで

東京地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第34号

富山県射水市白石76番地
債務者 東住建こと 東 厳志
1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 美穂
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第34号

富山県射水市白石76番地
債務者 東住建こと 東 厳志
1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 美穂
4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月26日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第604号

横浜市西区西戸部町2丁目189番地
債務者 スズキ上永谷横浜オートマンこと 天勝 政仁
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 入坂 剛太
4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月30日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第374号

東京都八王子市横川町108番地横川町住宅1-502
債務者 松葉 民樹
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 浅川 一

令和7年(フ)第19号 神奈川県茅ヶ崎市浜見平5番3-612号、申立時の住所横浜市磯子区丸山1丁目27番2-503号 債務者 山崎 雄市 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 一 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高松 直史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉田 聖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠橋 美樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第79号 兵庫県相生市山手2丁目57番地4 債務者 中島 康弘 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永井 一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤澤 賴人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 哲平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 貴谷 悠加 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第60号 奈良県大和郡山市小泉町4番地75 債務者 mig non こと 向井 典子 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川本 哲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 哲平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 明治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 高松地方裁判所丸亀支部	令和7年(フ)第13号 香川県丸亀市田村町1220番地11 ふれあいパナタウンB棟102号 債務者 新川 悅平 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 明治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第45号 群馬県高崎市倉渕町三ノ倉265番地2 債務者 原田 正則 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 岳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠橋 美樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠橋 美樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第350号 愛知県春日井市下条町3丁目12番地1 ヘーベル城前201号、従前の住所愛知県春日井市上野町447番地25 債務者 落合 淳之 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第275号 福岡県久留米市大善寺町宮本1458番地 債務者 赤司 宗朗 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高峰 真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大野 岳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠橋 美樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第293号 名古屋市南区大堀町1番21号 サンパティック南405号 債務者 田口 豊 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠橋 美樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 名古屋地方裁判所民事部
令和7年(フ)第4号 福岡県久留米市北野町千代島984番地8 債務者 松本 啓吾	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩田 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月1日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 篠橋 美樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第294号 名古屋市南区大堀町1番21号 サンパティック南405号 債務者 田口 ユミ

令和7年(フ)第435号 名古屋市名東区貴船3丁目306番地 サンピューマンション中京103号 債務者 清水智恵美 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第197号 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷269番地37 シティーパレス上広谷2-203号 債務者 杉澤 紗南 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第448号 愛知県春日井市如意申町6丁目1番地2 エスペランサⅡ405号、従前の住所岐阜県恵那市大井町2629番地24 グレイスマーケット105号室 債務者 伊藤恵里子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第88号 埼玉県富士見市関沢3丁目38番23号 債務者 小山田美雪 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第52号 愛知県豊橋市城下町字築地の内15番地 債務者 神藤 純子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 函館地方裁判所	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(フ)第122号 三重県度会郡玉城町佐田156番地 ピノ202号 債務者 西村 幸騎 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第152号 北九州市小倉南区富士見2丁目2番3-401号、前住所北九州市小倉南区徳吉東5丁目19番15号(サンフラワー・アベニューE202号室) 債務者 高橋祐里佳 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで さいたま地方裁判所川越支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第17号 三重県伊勢市二俣3丁目10番18号 市営住宅二俣団地A101 債務者 飯田 泰史 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第85号 埼玉県入間市大字上藤沢390番地4 クレール105 債務者 半谷由紀子(旧姓山口) 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで さいたま地方裁判所川越支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第153号 埼玉県狭山市広瀬台1丁目57番15号 債務者 金山 貴志 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで さいたま地方裁判所川越支部

<p>令和7年(フ)第3号 宮城県登米市中田町上沼字八幡山80番地5 債務者 児玉 義隆 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 仙台地方裁判所登米支部</p> <p>令和7年(フ)第210号 埼玉県加須市道目563番地 債務者 小野田晴実 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第228号 さいたま市緑区美園3丁目14番地1 イーハトーブ浦和101 債務者 入江 肇 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第369号 さいたま市岩槻区城南4丁目4番1号 栄コープ202 債務者 鴨田 勝也 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第40号 函館市中道2丁目2番35号 サクセス中道206 債務者 福井 晴希</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 函館地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第75号 北海道二海郡八雲町落部382番地 債務者 柳谷 清美 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 函館地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第86号 函館市上湯川町67番14号 エスボアールC 101号室 債務者 二本柳裕子 1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 函館地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第36号 愛知県高浜市神明町2丁目14番地4 (ドミール神明A-102) 債務者 佐藤 良夫 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 函館地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第139号 愛知県安城市住吉町荒曾根151番地15、前住所愛知県豊田市大林町13丁目6番地7 清風苑501号 債務者 中平 増子 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第52号 福岡県久留米市国分町1294番地5 豊国スカイマンション国分812号 債務者 鐘江瑠美奈 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福岡地方裁判所</p> <p>令和7年(フ)第74号 福岡県久留米市高良内町4535番地2 ガーデニア101号 債務者 井上 拓磨 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所久留米支部</p> <p>令和7年(フ)第106号 神奈川県座間市座間2丁目2882番地の1 グランシャリオZAMA103号 債務者 久保川聖奈 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所久留米支部</p> <p>令和7年(フ)第6号 新潟県長岡市台町2丁目5番17号 ライオンズマンション長岡駅東408号室 債務者 花梨 友美 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 横浜地方裁判所相模原支部</p> <p>令和7年(フ)第307号 愛知県小牧市間々本町179番地1 ハイツ憩201号、従前の住所愛知県碧南市向陽町2丁目16番地2 ブランドール102 債務者 伊藤 淳矢 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係</p>
--	--	--

令和7年(フ)第334号
愛知県春日井市八田町2丁目44番地30、従前の住所愛知県春日井市瑞穂通4丁目50番地
コープ長繩502号
債務者 鈴木 舞
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第370号
愛知県北名古屋市加島新田屋敷174番地
債務者 犬飼千恵子
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第376号
名古屋市東区百人町37番地 つるいビル3A号
債務者 川上 幸恵
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第392号
名古屋市瑞穂区汐路町1丁目42番地の1、従前の住所名古屋市昭和区石仏町1丁目4番地の2 メゾン御器所307号
債務者 菊地 幸枝
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第30号
長崎県佐世保市白岳町153番地16、前住所佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲89番地 R I V E R S I D E H O U S E
債務者 辻 雄樹
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第31号
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷1451番地 グリーンテラスK1 202
債務者 河野 澄玲
1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第46号
北海道旭川市豊岡11条3丁目6番3号
債務者 稲田 雄也
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
5 免責審尋期日 令和7年5月29日午後1時20分
旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第8569号
東京都武蔵村山市梗2丁目22-2-102
債務者 阿多 拓大(旧姓阿部)
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
5 免責審尋期日 令和7年5月22日午後3時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第839号
大阪市西成区玉出中1丁目16番4-1401号
債務者 浅桐 義樹
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月17日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第976号
大阪市城東区古市1丁目15番1-103号、前住所川崎市高津区梶ヶ谷3丁目10番地2 K.ハウス 102
債務者 中川 晃佑
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1768号
東京都江東区亀戸7丁目24-6-101
債務者 高橋 基愛
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1767号
東京都町田市大蔵町1762-5-101
債務者 高橋 春紀
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1769号
東京都江戸川区中葛西4丁目1-13-208
第2ハイツやすらぎ
債務者 荒木 宏和
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1794号
東京都江戸川区南小岩3丁目26-12-305
債務者 大木 玲也
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1795号 東京都江東区千石2丁目11-5-1105 債務者 三井 太郎 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1839号 東京都武蔵野市吉祥寺東町1丁目10-17-106 債務者 近江利恵子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第1797号 東京都葛飾区東四つ木4丁目44-2-705 債務者 松尾 寛子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1796号 東京都大田区仲六郷4丁目29-3 唐沢方2F 債務者 田口友里江 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1724号 東京都江戸川区春江町2丁目11-3-203 債務者 長谷 義幸 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第14号 北海道旭川市旭神1条5丁目5番3号 デュラメゾン105 債務者 畑本 美紀 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月29日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第639号 大阪市西成区梅南2丁目2番20-408号 債務者 佐久間禎之輔 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1818号 東京都北区堀船1丁目11-15-202 債務者 今 爰沙 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1766号 東京都足立区南花畑4丁目32-6-301 債務者 相島 正之 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第18号 北海道深川市音江町2丁目5番41号 債務者 三春 陽子(旧姓品田・藤田) 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月29日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第639号 大阪市西成区梅南2丁目2番20-408号 債務者 佐久間禎之輔 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1835号 東京都足立区鹿浜2丁目40-4-605 債務者 椎名 淳子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1799号 東京都足立区中川2丁目12-7-103 債務者 佐久間キイ子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第35号 北海道旭川市神楽5条12丁目1番6号 債務者 五十嵐京子 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第968号 大阪市港区夕凪2丁目10番26号 セントボーリアタ凪 502号 債務者 池永 侑磨(旧姓宮下) 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1835号 東京都足立区鹿浜2丁目40-4-605 債務者 椎名 淳子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1799号 東京都足立区中川2丁目12-7-103 債務者 佐久間キイ子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第35号 北海道旭川市神楽5条12丁目1番6号 債務者 五十嵐京子 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第968号 大阪市港区夕凪2丁目10番26号 セントボーリアタ凪 502号 債務者 池永 侑磨(旧姓宮下) 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続終結

令和5年(フ)第74号

北海道旭川市台場2条6丁目8番5-2号
破産者 株式会社encounter

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第1726号

東京都八王子市小比企町1040番地の1
破産者 長崎屋産業株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1969号

東京都日野市三沢17番地の12メゾン・アベニール203

破産者 吉田 誠

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第903号

神奈川県茅ヶ崎市中島721番地

破産者 八起木販有限会社

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第48号

川崎市川崎区渡田東町7番6号

破産者 有限会社川崎工業

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和5年(フ)第361号

神奈川県平塚市横内3716番地の6
破産者 株式会社天和

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第2183号

名古屋市中川区山王3丁目8番21号 マウンタ・フィールビル2階

破産者 株式会社ハンドシステム

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事部第2部

令和6年(フ)第206号

三重県津市河辺町3077番地4

破産者 小倉多恵子

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所破産係

令和6年(フ)第15号

三重県志摩市志摩町片田110番地1

破産者 丸川 竜也

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和6年(フ)第72号

三重県度会郡度会町上久具247番地

破産者 有限会社ナカコー

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊勢支部破産係

令和5年(フ)第311号

香川県東かがわ市落合455番地1
破産者 有限会社福馬建設

- 1 決定年月日 令和7年3月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第304号

埼玉県志木市柏町1丁目6番33-508号

破産者 福島 孝雄

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第434号

埼玉県川越市上野田町58番地3

破産者 小池 三郎

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第479号

埼玉県所沢市小手指南5丁目11番地の31

破産者 北郷 昭子(旧姓久間木)

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第13号

神奈川県横須賀市吉倉町1丁目98番地1 コンフォートハイツ101

破産者 松永 寛

- 1 決定年月日 令和7年3月19日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所横須賀支部

令和5年(フ)第725号

千葉県柏市高柳1746番地5、開始決定時の住所埼玉県越谷市越ヶ谷2679番地1 ソフィア越谷108号

破産者 島田 覚

- 1 決定年月日 令和7年3月21日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和5年(フ)第56号

広島県福山市手城町3丁目29番1号 朝倉住宅1

破産者 松葉 成生

- 1 決定年月日 令和7年3月21日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和5年(フ)第218号

広島県福山市能島2丁目22番7号、開始決定時の住所広島県福山市日吉台2丁目32番1-501号 エバーグリーン日吉台

破産者 原田 典彦

- 1 決定年月日 令和7年3月21日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和4年(フ)第59号 岩手県一関市山目字境60番地、開始決定時の住所岩手県一関市山目字中野206番地1 破産者 上野クニ子 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部	1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和5年(フ)第85号 石川県小松市丸の内町2丁目83番地 レジデンス丸の内302、開始決定時の住所石川県小松市矢田野町子75番地 破産者 清水 英樹 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第1401号 大阪府豊中市立花町1丁目4番26の1号 破産者 第一交易こと 中島 憲一 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4号 山形県米沢市東大通3丁目8番9号 破産者 酒井 賢一 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所米沢支部	1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和5年(フ)第37号 岐阜県本巣郡北方町柱本南3丁目6番地 ハイツ21A 202号、開始決定時の住所岐阜県本巣郡北方町柱本南3丁目6番地 ハイツ21th A202 (開始決定時の住民票上の住所) 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積311番地 破産者 梅田 正文 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所小松支部	令和6年(フ)第116号 兵庫県明石市大久保町大窪2620番地の127 ソアール大久保203号、前住所兵庫県明石市二見町西二見315番地の69 破産者 河原 孝 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和6年(フ)第3号 山梨県南都留郡山中湖村山中575番地 破産者 羽田由紀夫 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所都留支部破産係	1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係	令和5年(フ)第198号 沖縄県沖縄市東2丁目20番1号 仲宗根マンション205号室 (住民票上の住所) 沖縄県中頭郡北中城村字萩道98番地 破産者 宇座 幸江 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和6年(フ)第24号 兵庫県豊岡市日高町池上248番地5、開始決定時の住所兵庫県豊岡市宮島370番地の3 破産者 たじま炭火焼肉輪が家こと 清水 厚志 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和4年(フ)第4541号 大阪府吹田市岸部中4丁目7番22号 破産者 土本 哲史 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和5年(フ)第63号 福島県田村郡三春町字鶴蒔田12番地 破産者 宗像 克氏 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和5年(フ)第45号 香川県観音寺市瀬戸町1丁目6番32号 破産者 西田 宏視 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所観音寺支部
令和5年(フ)第3960号 奈良県生駒郡三郷町立野北3丁目16番15号 破産者 若杉 栄藏	1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和6年(フ)第36号 滋賀県長浜市木之本町黒田725番地 破産者 山崎 進 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所長浜支部破産係	

令和6年(フ)第63号

宮崎市田野町甲7511番地

破産者 谷口 修一

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第65号

宮崎市田野町南原2丁目9番地13 フィオーレ・アール・ウーノ201号、前住所宮崎市田野町甲7511番地

破産者 谷口 修平

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第129号

福岡県久留米市青峰2丁目20番18号

破産者 大野 憲治

1 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
2 一般調査期日 令和7年6月23日午後1時30分

令和7年3月24日

福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第192号

福岡県久留米市高良内町106番地の15

破産者 シームス株式会社

1 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
2 一般調査期日 令和7年6月30日午前10時
令和7年3月24日

福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第193号

福岡県久留米市津福本町448-5 聖マリア

ヘルスケアセンター、住民票上の住所福岡県久留米市高良内町118番地1

破産者 横溝 哲郎

1 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
2 一般調査期日 令和7年6月30日午前10時
令和7年3月24日

福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第187号

福岡県うきは市吉井町清瀬470番地7

破産者 下田商店こと 下田 将輝

1 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで

2 一般調査期日 令和7年6月12日午前10時
令和7年3月25日

福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第293号

堺市中区深井畑山町419番地1 エレガント

ビルB103号、前住所堺市中区深井畑山町150番地42

破産者 奥尾 清淳

1 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

2 一般調査期日 令和7年6月5日午前10時
令和7年3月25日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第1108号

堺市東区菩提町1丁239番地

破産者 株式会社シー・アイ・シー

1 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

2 一般調査期日 令和7年6月5日午前10時30分

令和7年3月25日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第1254号

さいたま市北区吉野町1丁目370番地5 ソ

ワーズ大宮201

破産者 石川 拓馬

1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで

2 一般調査期日 令和7年7月14日午後1時30分

令和7年3月24日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1156号

愛知県日進市岩崎町北高上131番地

破産者 原 一千代

1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで

2 一般調査期日 令和7年6月10日午前10時
令和7年3月25日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2260号

札幌市東区東苗穂12条3丁目14番5号

破産者 山本 多佳

1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで

2 一般調査期日 令和7年6月18日午前10時
令和7年3月25日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第468号

兵庫県三田市すずかけ台2丁目1番地 2棟203号

破産者 益重 勝利

1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで

2 一般調査期日 令和7年5月28日午前10時40分

令和7年3月25日

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第46号

新潟県燕市地蔵堂本町2丁目4番15号

破産者 有限会社星商会

1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで

2 一般調査期日 令和7年7月17日午前11時
令和7年3月26日 新潟地方裁判所三条支部

令和6年(フ)第128号

新潟県見附市本所1丁目3番5号 メゾンド

シュシュ β204号室

破産者 谷江 千恵

1 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで

2 一般調査期日 令和7年6月10日午前11時
令和7年3月25日

新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第2031号

埼玉県川口市大字安行慈林833番地の6、旧住所埼玉県川口市西青木4丁目6番33-207号ルネサンス川口青木町公園

破産者 大淵 武士

1 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで

2 一般調査期日 令和7年6月9日午前10時40分

令和7年3月25日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1236号

大阪市中央区南船場2丁目6番29号

破産者 株式会社A&S

1 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで

2 一般調査期日 令和7年6月26日午後2時20分

令和7年3月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第313号

堺市西区浜寺元町6丁799番地3

破産者 株式会社本田組

1 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで

2 一般調査期日 令和7年7月1日午前10時30分

令和7年3月25日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第3号

鹿児島県出水市高尾野町柴引2177-4、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市宮内町1704番地1 八幡馬場住宅1号棟32号室

破産者 田上美和子

1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで

2 一般調査期日 令和7年6月20日午前10時20分

令和7年3月21日

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和6年(フ)第679号

岡山市北区富田433番地2 グランドソレイユD201

破産者 難波由紀恵

1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで

2 一般調査期日 令和7年6月24日午前10時30分

令和7年3月25日

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第694号

岡山市北区学南町3丁目8番16号

破産者 大石 忠広

1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで

2 一般調査期日 令和7年6月24日午前11時
令和7年3月25日

岡山地方裁判所第3民事部

債権者集会招集

令和6年(フ)第266号

沖縄県糸満市潮崎町4丁目8番地の17、申立時の住所沖縄県糸満市字賀数104番地

破産者 横崎 貴生

1 期日 令和7年5月15日午前10時30分

2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年3月6日

那覇地方裁判所民事第3部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第53号

宮崎県串間市大字本城632番地1
破産者 川崎 利久

異議申述期間 令和7年5月19日まで

令和7年3月26日 宮崎地方裁判所日南支部

令和6年(フ)第1315号

仙台市青葉区旭ヶ丘2丁目5番3号 ジャスティス旭ヶ丘105、従前の住所仙台市青葉区北山1-10-27
破産者 江刺 剛

異議申述期間 令和7年5月20日まで
令和7年3月25日

仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第4089号

大阪市中央区淡路町3丁目1番8号
破産者 株式会社パレット

異議申述期間 令和7年5月20日まで
令和7年3月25日

大阪地方裁判所第6民事部
更生手続開始

令和7年(ミ)第1号

名古屋市北区中切町1丁目84番地

更生会社 愛知電熱株式会社

代表者代表取締役 青木 良成

1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 愛知電熱株式会社について更生手続を開始する。

3 管財人 青木 良成

4 更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社(代表取締役)に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。

5 更生債権等の届出をすべき期間の終期 令和7年5月21日

6 更生債権等の一般調査期間 令和7年7月29日から令和7年8月4日まで

7 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期 令和7年8月14日

8 管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期 令和7年8月21日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和6年(再)第1号

宮崎県都城市年見町23号12番地

再生債務者 医療法人社団アブラハムクラブ

1 決議に付する計画案 令和7年2月7日付け
再生債務者提出の再生計画案

2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3 債権者集会

(1) 期日 令和7年4月25日午後2時
(2) 会議の目的 再生計画案の決議

4 書面投票期間 令和7年4月18日まで

5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年4月11日

令和7年3月24日 宮崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第6号

函館市堀川町4番20号 レオパレスマンデルプロ 105
再生債務者 原 正充

1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月26日まで

函館地方裁判所

令和7年(再イ)第7号

函館市西旭岡町3丁目19番地13
再生債務者 小原伸之介

1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月26日まで

函館地方裁判所

令和7年(再イ)第2号

青森県弘前市大字中野3丁目5番地1
再生債務者 木村 鴻介

1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(再イ)第2号

青森県十和田市西一番町11番17-1号
再生債務者 宮本 康博

1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月21日まで

青森地方裁判所十和田支部

令和7年(再イ)第1号

秋田県由利本荘市石脇字田尻野10番地311
再生債務者 村上 優理

1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで

秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和7年(再イ)第5号

山形県米沢市春日3丁目6番19号
再生債務者 泉谷 勝広

1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(再イ)第5号

栃木県佐野市浅沼町282番地16

再生債務者 東伸プランニングこと 山崎 伸明

1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第1号

群馬県伊勢崎市堀下町1166番地8

再生債務者 尾藤 央隆

1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月27日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第6号

東京都町田市高ヶ坂4丁目16番6号

再生債務者 兼平 良雅

1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月29日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第10号

東京都西東京市住吉町4丁目9番4号光コープ106(住民票上の住所) 東京都西東京市住吉町4丁目9番4号光コープ303

再生債務者 加藤 純司

1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月29日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第14号

新潟県小千谷市大字薄生丙502番地46

再生債務者 吉田 学

1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月27日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再イ)第5号
石川県白山市河内町福岡戸2番地
再生債務者 出口 正和
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第2号
長野県松本市大字笠賀7541番地1
再生債務者 古篠 竹浩
1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月13日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第2号
福岡県大牟田市天領町1丁目200番地
再生債務者 山路 吉泰
1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和6年(再イ)第30号
長野市大字小島226番地1 セフィーラ小島ⅡA棟205号
再生債務者 阿保 克己
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月2日まで
長野地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第12号
相模原市南区相模台2丁目12番14号 メゾンクレール102
再生債務者 木内 秀実

1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第3号
北海道網走郡美幌町字美富63番地の45
再生債務者 中島 浩彰
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月7日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係

令和7年(再イ)第9号
秋田市飯島新町2丁目5番52号
再生債務者 本川 千佳
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第16号
千葉市花見川区柏井町1290番地6
再生債務者 橘 誠一
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第34号
愛知県小牧市大字本庄2597番地481
再生債務者 井戸田浩典
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで
札幌市東区東雁来14条2丁目3番6号

令和7年(再イ)第42号
名古屋市中区丸の内2丁目18番5号-2 プレサンス丸の内アデル302号
再生債務者 四宮 和樹
1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和6年(再イ)第29号
福島県郡山市富久山町久保田字古町2番地の8 エクレール郡山2-603号
再生債務者 斎藤久仁雄
1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月7日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年(再イ)第6号
栃木県那須塩原市鍋掛1088番地429
再生債務者 吉澤 友子
1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月8日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第7号
栃木県那須塩原市二つ室70番地98
再生債務者 茂野 和也
1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月8日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(再イ)第1号
岐阜県高山市桐生町5丁目231番地
再生債務者 細畑 卓弥
1 決定年月日時 令和7年3月26日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月7日まで
岐阜地方裁判所高山支部再生係

名古屋地方裁判所民事第2部

名古屋地方裁判所岡崎支部

札幌地方裁判所民事第4部

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第22号 静岡市葵区瀬名川2-9-17 レオパレスモンターニュ106号室 再生債務者 廣田 怜音 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月7日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第27号 岡山市北区三門東町5番34号 再生債務者 和泉屋 力 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月9日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第8号 仙台市泉区八乙女3丁目13番地の4 ルナパレス八乙女中央公園101 再生債務者 長岡 政彦 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月13日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第4号 山梨県南アルプス市徳永536番地2 再生債務者 青柳 貴 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月27日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第1号 山梨県甲府市市徳行1丁目10番13号 再生債務者 高松 正典 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月23日まで 甲府地方裁判所民事部破産係 令和6年（再イ）第84号 大阪府和泉市府中町4丁目18番5-303号 再生債務者 杉原亮太郎 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月9日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和7年（再イ）第3号 奈良県桜井市大字桜井752番地の4 再生債務者 サイバーサーフィンこと 坂本 賢二 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで 奈良地方裁判所 令和7年（再イ）第11号 神奈川県藤沢市亀井野1507番地 ファーストシティー湘南206 再生債務者 張替 友太	令和6年（再イ）第21号 沖縄県沖縄市嘉間良2丁目6番22号 コーポ玉一305号室 再生債務者 富盛 容篤 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月12日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和6年（再イ）第145号 仙台市青葉区柏木3丁目4番5号 エクセルササキ203 再生債務者 佐々木新一 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部 令和6年（再イ）第151号 宮城県名取市愛島台6丁目8番地の12 再生債務者 水戸 克秀 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部	令和6年（再イ）第285号 横浜市泉区中田北3丁目7番23号 再生債務者 安川 裕也 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで 前橋地方裁判所高崎支部 令和6年（再イ）第285号 横浜市泉区中田北3丁目7番23号 再生債務者 安川 裕也 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月13日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和7年（再イ）第29号 神奈川県藤沢市高倉2156番地の5 ヴィラパル201 再生債務者 杉田 曜俊 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第14号 京都府相楽郡精華町光台6丁目22番地4 再生債務者 田畠 奈々 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年（再イ）第18号 京都府東山区今熊野阿弥陀ヶ峯町3番地1 ネオハイツ東山308 再生債務者 小原 範之 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月14日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和6年（再イ）第355号 大阪府豊中市箕輪3丁目4番27-1105号 再生債務者 川田 育 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和6年（再イ）第355号 大阪府豊中市箕輪3丁目4番27-1105号 再生債務者 川田 育 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	

令和6年（再イ）第578号 大阪府東大阪市川俣1丁目1番9-903号 再生債務者 内藤 聰 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで 和歌山地方裁判所田辺支部	令和6年（再イ）第193号 札幌市豊平区中の島1条10丁目10番8号 再生債務者 佐藤 一也 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第235号 横浜市神奈川区栗田谷14番18-106号 再生債務者 毛利公美子（旧姓深尾） 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第87号 大阪市都島区都島中通3丁目5番17号 再生債務者 今村 悠助 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第220号 札幌市厚別区もみじ台北6丁目3番36-203号 再生債務者 椎野 恵広 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第25号 茨城県古河市長左工門新田110番地1 再生債務者 田邊 拓弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月9日まで 令和7年3月26日 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年（再イ）第11号 大阪府泉南郡熊取町小垣内1丁目12番14号 再生債務者 合戸 政裕 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月13日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月13日まで 徳島地方裁判所美馬支部	令和6年（再イ）第28号 長野県松本市寿中1丁目5番22号 再生債務者 百瀬 洋希 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日 長野地方裁判所松本支部	令和6年（再イ）第64号 横浜市港南区上永谷4丁目3番4-401号 再生債務者 佐々木達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月9日まで 令和7年3月26日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第20号 兵庫県姫路市広畑区才471-1 ソレジオ飛鳥202号（住民票上の住所）兵庫県神崎郡市川町神崎334番地の1 再生債務者 原田 震 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで 大分地方裁判所竹田支部再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和6年（再イ）第172号 横浜市緑区寺山町903番地108 再生債務者 末宗 広貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年（再イ）第174号 横浜市神奈川区神大寺4丁目23番20号 再生債務者 加藤凜太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月9日まで 令和7年3月26日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第1号 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3039番地の1 再生債務者 宏翔電気こと 鎌倉 宏行	令和6年（再イ）第189号 札幌市手稲区星置3条1丁目31番5号 再生債務者 小山 貴央 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年3月25日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年（再イ）第189号 横浜市栄区庄戸4丁目15番1号 再生債務者 荒井 力 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで 令和7年3月24日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年（再イ）第196号 横浜市泉区和泉中央南3丁目18番33号 再生債務者 中島 憲秀 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月9日まで 令和7年3月26日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第230号 横浜市旭区南希望が丘3番地2 エクセル希望ヶ丘105 再生債務者 山本 康弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月26日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第19号 長崎県佐世保市天神3丁目2691番地20 再生債務者 小西 薫 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月18日 長崎地方裁判所佐世保支部
令和6年(再イ)第199号 埼玉県久喜市青葉1丁目1番26-405号(旧 住所 さいたま市緑区太田窪1丁目1番19号 ポンボニエール102) 再生債務者 荒井 優貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月24日 さいたま地方裁判所第3民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第126号 東京都八王子市犬目町220番地セレーノI 202号 再生債務者 遊橋 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第132号 さいたま市北区宮原町3-584-3 宮原ス テーションプラザ311号(住民票上の住所 浜松市中央区和合町298番地の25) 再生債務者 福智 省吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 さいたま地方裁判所第3民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 水戸地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年(再イ)第51号 川崎市麻生区下麻生1丁目6番22-307号 再生債務者 長田 拓海 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(再イ)第134号 埼玉県桶川市坂田東3丁目1番地の18 再生債務者 高橋 祐太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 さいたま地方裁判所第3民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 宇都宮地方裁判所足利支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年(再イ)第1号 岐阜県多治見市太平町1丁目7番地 パーク ハイツ太平A-201 再生債務者 条田 紘希 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月25日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第344号 名古屋市中村区栄生町27番32号 ロレイアム 205号 再生債務者 北村 圭太	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月26日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第119号 東京都八王子市犬目町605番地4 再生債務者 志村 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月18日 長崎地方裁判所佐世保支部
			令和6年(再イ)第118号 神戸市北区有野台5丁目3番地 B57棟104 号(従前の住所) 兵庫県三田市小野1164番地 580 再生債務者 鳴尾 邦彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
			令和6年(再イ)第116号 岡山市東区松新町163番地17 再生債務者 渡並 伸也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 岡山地方裁判所第3民事部
			令和6年(再イ)第117号 岡山市南区南輝2丁目22番22号 レオパレス ナンキハイム1207号室 再生債務者 郷原 努 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月25日 岡山地方裁判所第3民事部

官署日曜3月4年7令和

令和6年(再イ)第98号
兵庫県姫路市網干区宮内146番地6
再生債務者 長谷川和仁

1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年
月16日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4
月23日まで
令和7年3月26日 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(再イ)第72号
広島市安佐南区古市2丁目6-10レオパレス
古市201(住民票上の住所)岡山県倉敷市玉
島柏台4丁目1番15号
再生債務者 宗高 勝彦

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年
月23日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4
月23日まで
令和7年3月26日

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第37号
高知市口細山6番地63
再生債務者 藤原 靖久

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年
月23日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4
月23日まで
令和7年3月26日

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和6年(再イ)第11号
福岡県大牟田市大字手鏡1220番地1 ヴィラ
ピアーチェⅢ205号
再生債務者 後藤 将平

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日
付け再生計画案

2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年
月23日

3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4
月23日まで
令和7年3月26日

小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第5号 宮城県登米市迫町佐沼字八幡3丁目3番地3
再生債務者 上田 和弘

1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法192条1項に定める事由がある。

令和7年3月24日 仙台地方裁判所登米支部

令和6年(再イ)第29号 埼玉県本庄市日の出4丁目3番21号
再生債務者 櫻井 潔

1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和7年3月25日 さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(再イ)第119号 兵庫県加古川市野口町坂元628番地の6(従前の住所) 兵庫県加古川市山手2丁目13番3-202号
再生債務者 本多 和明

1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。

令和7年3月25日 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(再イ)第26号 広島県福山市神辺町字西中条1450番地1
再生債務者 貝原 勇輝

1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和7年3月25日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(再イ)第45号 沖縄県島尻郡南風原町字新川48番地2
再生債務者 德山 辰彦

1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和7年3月25日 那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(再イ)第20号 滋賀県草津市渋川1丁目4-12 101号室、
住民票上の住所滋賀県長浜市神照町495番地
オーベルジュオオミ103号室
再生債務者 伊藤 直也(旧姓小宮路)

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法
191条1号及び同条2号に定める事由がある。
令和7年3月26日

大津地方裁判所民事部再生係

**給与所得者等再生による再生
手続開始**

令和6年（再口）第2号

北海道旭川市秋月2条2丁目2番14号
再生債務者 河地 英樹

1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令
和7年5月14日まで

旭川地方裁判所民事部

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和6年（再口）第1号

広島県福山市瀬戸町大字地頭分2515番地1一
1（開始決定時の住所）広島県福山市東川口
町3丁目6番45-102号 オリヴィエ東川口
再生債務者 上田運送こと 上田 瑛

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月19日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**所在等不明共有者の持分を譲
渡する権限の付与の裁判に關
する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持
分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権
限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明
共有者は、同裁判をすることについて異議がある
ときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議
の届出をしてください。届出がないときは、所在等
不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判
がされることになります。

令和7年（チ）第1号

群馬県前橋市天川原町1丁目7番地5 寺澤
ハイツ101号室 柳澤法律事務所
申立人 亡横堀勝相続財産清算人 弁護士 柳
澤 知良

住所・居所 不明
(最後の住所) 群馬県伊勢崎市連取町3290番地7 太陽プラザー102
所在等不明共有者 横堀 律子
届出期間満了日 令和7年7月4日
令和7年3月24日 前橋地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 伊勢崎市連取本町
地番 190番3
地目 宅地
地積 569.43平方メートル
所在等不明共有者の持分 2分の1
所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることはになります。
令和6年(チ)第9号
福井市角折町第1号48番地
申立人 竹内百合子
住所・居所 不明
(亡桑名貴之の不動産登記記録上の住所) 福井市加茂河原四丁目2番21号
所有者・共有者 亡桑名貴之相続財産
届出期間満了日 令和7年5月19日
令和7年3月19日 福井地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 福井市加茂河原四丁目
地番 201番
地目 宅地
地積 161.76平方メートル
共有者 亡桑名貴之相続財産の持分 175分の30
2 所在 福井市加茂河原四丁目 201番地
家屋番号 201番
種類 居宅
構造 木造かわら・合金メッキ鋼板ぶき2階
床面積 1階 66.23平方メートル
2階 31.96平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第6号

福島県郡山市朝日1丁目23番7号
申立人 郡山市
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 郡山市宇田中22番地
共有者 亡宗形竹次郎相続財産
届出期間満了日 令和7年5月26日
令和7年3月24日 福島地方裁判所郡山支部
(別紙) 物件目録
所在 郡山市横塚三丁目
地番 85番
地目 畑
地積 116平方メートル
宗形竹次郎持分 6分の1

令和6年(チ)第10号

京都府綾喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18-1
申立人 宇治田原町
代表者町長 西谷 信夫
住所・居所 不明
(不動産登記記録表題部上の住所) 大字湯屋谷
所有者 永谷茂右衛門
住所・居所 不明
(不動産登記記録表題部上の住所) 大字湯屋谷
所有者 松田五兵衛
住所・居所 不明
(不動産登記記録表題部上の住所) 大字湯屋谷
所有者 辻村竹次郎
届出期間満了日 令和7年5月26日
令和7年3月24日

京都地方裁判所第5民事部

(別紙) 物件目録
所在 綾喜郡宇治田原町大字岩山小字辻堂
地番 9番
地目 ため池
地積 575平方メートル
持分 3分の1 永谷茂右衛門
3分の1 松田五兵衛
3分の1 辻村竹次郎

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第7号

神戸市長田区宮川町4丁目4番地の1
申立人 道堯秀一郎
亡田中純の最後の住所 神戸市長田区名倉町五丁目5番7号
所有者 亡田中純相続財産
届出期間満了日 令和7年5月26日
令和7年3月24日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 神戸市長田区名倉町五丁目8番地2
家屋番号 8番2の3
種類 居宅
構造 木造セメント瓦葺2階建
床面積 1階 52.17平方メートル
2階 50.51平方メートル

独立行政法人国立印刷局公告

独立行政法人国立印刷局の役員の任命

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第20条第4項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第5項の規定に基づき公表する。

令和7年4月3日

独立行政法人国立印刷局
理事長 大津 俊哉

秋田 能行

足立 寛子

井出 正晴

独立行政法人国立印刷局理事に任命する(各通)

(令和7年4月1日)

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.kintetsu-g-hd.co.jp/e-koukoku/9m4pK8YGBA6301/BA6301.html>

(乙) <https://www.kintetsu-g-hd.co.jp/e-koukoku/4uBK5YgsHA6402/HA6402.html>

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://www.kintetsu-g-hd.co.jp/e-koukoku/9m4pK8YGBA6301/BA6301.html>

(乙) <https://www.kintetsu-g-hd.co.jp/e-koukoku/4uBK5YgsHA6402/HA6402.html>

令和7年4月3日
山口県周南市松保町七番九号

(甲) 防長観光バス株式会社
代表取締役 寺戸 健二

山口県周南市有楽町二三番地

(乙) 株式会社防長トラベル
代表取締役 東田 成民

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月3日

千葉県千葉市中央区弁天一丁目二五二一
合同会社T e C e S t a t i o n

代表社員 外谷 賢吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月3日

東京都台東区池之端一丁目一番一号
T P 製作所合同会社

代表社員 西村 勇太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月3日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一三
番三号岡本ビル四F

M e t a l a n d T o k y o 合同会社

代表社員 久保 智史

